

こども食堂等による地域づくり推進事業補助金 Q&A

Q1

補助金を受けられるのはどんな団体か

A1

活動する市町村内で、行政や市町村社協等、地域の多様な人が参加する意見交換会に参加していることを条件とし、下記のこども食堂へ補助金を交付します。

- ①意見交換会の時点で既に活動し、運営手法等のノウハウをもっているこども食堂（既設のこども食堂）
- ②意見交換会の時点で既に活動しているが、開設後間もなく、経験の浅いこども食堂（開設後1年経過していないこども食堂）
- ③意見交換会後に活動開始を検討している団体（新たにこども食堂を開設する予定の団体）

Q2

どのような取組をすれば、補助金の対象となるのか。また、補助金の上限はいくらか

A2

意見交換会に参加した日より1年以内に下記の取組をした場合に、必要な経費を補助します。

- ①新たにこども食堂を開設する予定の団体（または開設後1年経過していないこども食堂）
に対して補助する取組
 - I.新たにこども食堂を開設する予定の団体が単独で「こども食堂」をお試しで実施
 - II.新たにこども食堂を開設する予定の団体または開設後1年経過していないこども食堂が既設のこども食堂のスタッフをお助けスタッフ（ボランティア）として加えて、「こども食堂」を実施
- ②既設のこども食堂に対して補助する取組
 - I.既設のこども食堂が開設・運営の手法を新設予定団体に伝授するため、既設のこども食堂と新たにこども食堂を開設する予定の団体または開設後1年経過していないこども食堂が共同で実施する「こども食堂」の試行的開催
 - II.既設のこども食堂が開設・運営の手法を新設予定団体に伝授するため、新たにこども食堂を開設する予定の団体または開設後1年経過していないこども食堂の運営者等をボランティアとして加えて、「こども食堂」を実施

上記いずれの取組も補助上限額は**1回開催につき**40,000円です。

Q3

補助の対象となるのはどんな経費か

A3

以下の経費が対象です。

- ・食材費（弁当購入費、食材、調味料等）
- ・使用料及び賃借料（会場使用料、調理器具等のレンタル料等）
- ・消耗品費（チラシ印刷代、洗剤・ラップ等の台所用品、食器類、調理器具等の取得価格又は評価価格が2万円未満のもの）
- ・ボランティア謝金
- ・保険料（傷害保険等）
- ・食品衛生責任者養成講習会受講料

上記以外の経費は補助対象になりませんのでご注意ください。

Q4	対象経費に消耗品とあるが、どこまでが対象となるのか
A4	<p>単価が2万円未満のものであり、食事提供にかかるものに限ります。(ただし、広告のためのチラシは可)</p> <p>また、食品を購入した際のスーパー等のレジ袋代は対象になりませんのでご注意ください。</p> <p>疑義がある場合は事前にこども家庭課に確認をしてください。</p>
Q5	インターネットで購入したのも対象経費として認められるか
A5	インターネットでの購入も可ですが、領収書等、発注及び支払をしたことがわかるものが発行されることが必要になります。
Q6	他の団体から受けた寄付や補助金の分は差し引く必要があるか
A6	本補助金を受けようとする活動回にかかる経費に、他の団体からの寄付や補助金も充当する場合は、実際にかかった経費から、充当した寄付額・補助金額を差し引いてください。
Q7	どの期間に支払った経費が補助金の交付対象になるのか
A7	別途知事が定めた期間としますが、原則 <u>交付決定日以降で、交付決定年度の3月末日までの期間に支払った経費</u> が対象になります。
Q8	支払にクレジットカードや電子マネーを使用しているのか
A8	<p>使用しても問題ありませんが、クレジットカードの場合は、使用日と引き落とし日が補助対象期間内である必要があります。</p> <p>なお、現金支払いの場合を含め、ポイントを支払に充当した場合は、利用したポイント相当額は対象経費から差し引きます。</p>

<p>Q9 交付申請の期限はいつか</p>
<p>A9 意見交換会の後であれば、随時申請を受け付けていますが、<u>意見交換会に参加した日より1年以内に申請してください。</u>ただし、必ず補助対象となる活動を行う前に交付申請を行ってください。 なお、予算には限りがありますので、先着順に申請を受け付けます。</p>
<p>Q10 交付申請書の提出方法はどうすればいいか</p>
<p>A10 所定の申請書類に必要事項を記入のうえ、<u>奈良県子ども家庭課(kodomo@office.pref.nara.lg.jp)</u>まで、<u>メールでご提出ください。</u> メールでの提出が難しい場合は、郵送・持参での申請も受け付けますが、郵送の場合は、締切日までに必ず届くことを確認して送付してください。持参の場合の受付時間は、8時30分～17時00分です。（土日祝及び12時～13時を除く）</p>
<p>Q11 交付申請は何回でもできるのか</p>
<p>A11 ○新たに子ども食堂を開設する予定の団体について Q2①のⅠ、Ⅱの区分それぞれ1回ずつ申請できますので、最大で1団体当たり2回申請が可能です。 ○開設後1年経過していない子ども食堂について Q2①のⅡの区分について1回申請できますので、最大で1団体当たり1回申請が可能です。 ○既設の子ども食堂について Q2②のⅠ、Ⅱの区分それぞれについて、同じ年度内で1回ずつ申請できますので、最大で1団体当たり同じ年度内に2回申請が可能です。 同じ年度内に複数回開催した場合であっても、申請できるのは1回開催分のみですのでご注意ください。 ただし、年度が変われば再度申請可能です。</p>
<p>Q12 当初見込んでいたよりも多くの支出が想定される場合に、補助金額の増額を申請することは可能か</p>
<p>A12 当初の交付決定額からの増額は認められませんので、そのことを踏まえて事業計画を立てるようにしてください。</p>
<p>Q13 どのような場合に変更承認申請が必要になるのか</p>
<p>A13 事業計画を変更する場合(活動回数が大幅に変更になる等)や、当初予定していた経費毎の支出予定額から30%以上の増減が発生した場合(当初食材費で10万円の支出を見込んでいたが、実際は15万円の支出であった等)<u>は</u>変更承認申請が必要になります。</p>

<p>Q14 実績報告の提出期限はいつまでか</p>
<p>A14</p> <p>事業完了の日(補助金の対象のこども食堂の開催)から30日以内又は交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出していただく必要がありますが、確認作業の関係上、可能な限り事業完了後すぐにご提出いただけるとありがたいです。また、連絡がとれない、実績報告書がなかなか提出されない場合等はやむを得ず補助金の交付を取りやめることがあります。</p>
<p>Q15 実績報告について、提出書類に「その他知事が必要と認めたもの」とあるが、なにを提出するのか</p>
<p>A15</p> <p>活動の様子・食事がわかる写真、チラシ、対象経費のレシート・領収書(写し)を添付してください。 なお、写真はプライバシーに配慮したものにし、領収書の宛名は原則団体名にしてください。</p>
<p>Q16 補助金をもらえるのはいつごろか</p>
<p>A16</p> <p>原則、実績報告を提出後、補助金額が確定してから2週間程度で指定の口座に振り込みます。実績の確認にお時間をいただくため、提出から振り込みまで1か月程度かかることもありますので、ご了承ください。</p>